

P F I 事業に関する政策評価

—制度の仕組みと事業の実施状況—

	頁
I 制度の仕組み -----	1
1 P F I (Private Finance Initiative) とは -----	1
2 P F I の基本理念 -----	1
3 P F I の効果 -----	1
4 P F I 事業の性格 -----	2
5 P F I の特色 -----	2
(1) 一括発注、長期契約と性能発注 -----	2
(2) V F M (Value for Money) による評価 -----	3
6 P F I の事業スキーム -----	3
(1) 事業スキーム -----	3
(2) 所有形態別の類型 -----	4
(3) 事業類型 -----	5
7 P F I 法の概要 -----	6
8 事業者選定方式 -----	7
(1) 総合評価一般競争入札方式 -----	7
(2) 公募型プロポーザル方式（随意契約） -----	7
9 支援措置 -----	7
(1) 税制 -----	7
(2) 補助制度 -----	7
(3) その他の支援措置 -----	7
II P F I 事業の実施状況 -----	8

I 制度の仕組み

1 P F I (Private Finance Initiative) とは

公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し社会資本整備を図る手法

2 P F I の基本理念

- 公共施設等の整備等に関する事業は、国及び地方公共団体と民間事業者との適切な役割分担並びに財政資金の効率的使用の観点を踏まえつつ、行政の効率化又は国及び地方公共団体の財産の有効利用にも配慮し、当該事業により生ずる収益等をもってこれに要する費用を支弁することが可能である等の理由により民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者にゆだねるものとする。(P F I 法第3条第1項)
- P F I 事業は、国及び地方公共団体と民間事業者との責任分担の明確化を図りつつ、収益性を確保するとともに、国及び地方公共団体の民間事業者に対する関与を必要最小限のものとするにより民間事業者の有する技術及び民間資源、その創意工夫が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されることを旨として行われなければならない。(P F I 法第3条第2項)

3 P F I の効果

P F I 事業の実施は次の成果をもたらすものと期待（基本方針（総理府告示））

① 国民に対する低廉かつ良好な公共サービスの提供

官民のリスクの適切な分担により、事業全体のリスク管理が効率的に行われること。建設、維持管理及び運営の全部又は一部が一体的に扱われること等により、事業期間全体を通じての事業コストの削減、ひいては全事業期間における財政負担の軽減。質の高い社会資本の整備及び公共サービスの提供

② 公共サービスの提供における行政の関わり方の改革

民間事業者の自主性、創意工夫を尊重しつつ、事業をできる限り民間事業者にゆだねて実施することによって、財政資金の効率的利用と官民の適切なパートナーシップの形成

③ 民間の事業機会の創出を通じた経済の活性化

民間に対して新たな事業機会をもたらす効果。プロジェクト・ファイナンス等新たな資金調達手法を取り入れることによる金融環境の整備等を通じて、経済構造改革を推進

4 PFI事業の性格

○ PFIの5つの原則

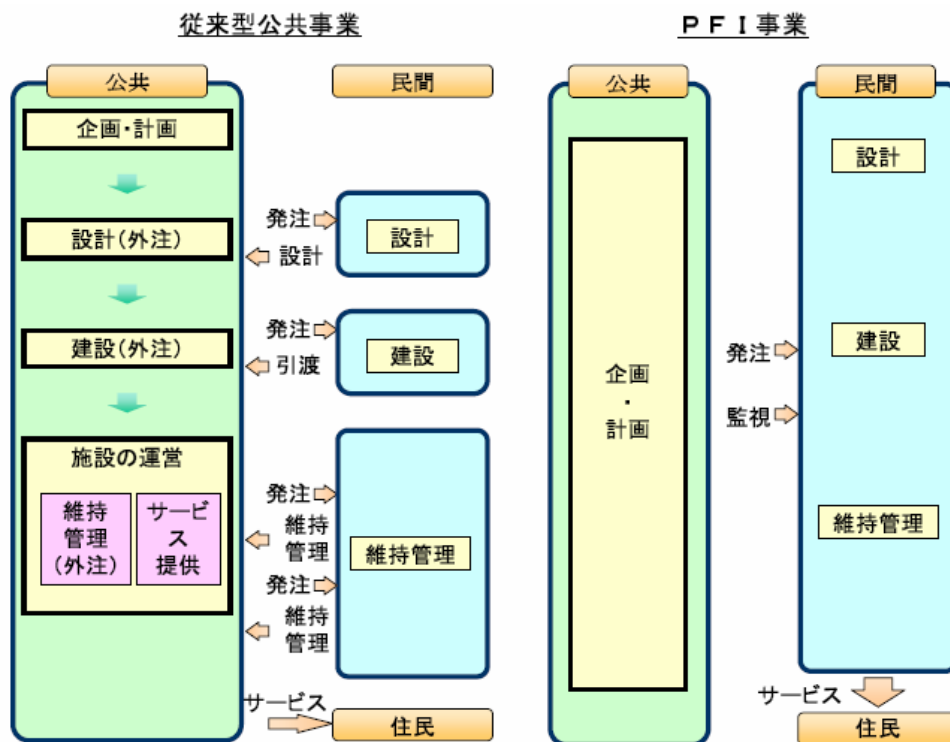
- ・ 公共性のある事業であること（公共性原則）
- ・ 民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用すること（民間経営資源活用原則）
- ・ 民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実現すること（効率性原則）
- ・ 特定事業の選定、民間事業者の選定において、公平性が担保されていること（公平性原則）
- ・ 特定事業の発案から事業の終了にいたる全過程を通じて、透明性が確保されていること（透明性原則）

○ 事業実施に当たっての3つの主義

- ・ 各段階での評価決定について客観性があること（客観主義）
- ・ 公共施設等の管理者等と選定事業者との合意について、明文により、当事者の役割及び責任分担等の契約内容を明確にすること（契約主義）
- ・ 事業を担う企業体の法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されること（独立主義）

5 PFIの特色

(1) 一括発注、長期契約と性能発注



(注) 内閣府の資料による。

(2) VFM (Value for Money) による評価

○ <公共サービス水準を同一に設定した場合のVFM>

公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値（PSC: Public Sector Comparator）と、PFI事業として実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値（「PFI事業のLCC」（LCC: Life Cycle Cost））を用い、その差額により、又は、次の計算式に基づいて表示

$$VFM (\%) = \frac{PSC - PFI \text{ 事業の } LCC}{PSC} \times 100$$

<公共サービス水準を同一に設定していない場合>

PSCとPFI事業のLCCが等しくても、PFI事業において公共サービスの水準の向上が期待できるとき、PFI事業の側にVFMあり（VFMガイドライン）

○ VFMの評価時期

- ・ PFI事業の選定を行ったときは、その判断の結果を、評価の内容と合わせて速やかに公表。この際、公的財政負担の見込額（将来の費用と見込まれる公的財政負担の総額を算出し、現在価値に換算して評価）は、原則公表

民間事業者を選定したときは、選定事業者の事業計画に基づく公的財政負担の縮減の見込額等についても公表することが適当。公表方法は、通常の入札結果等の公表と同様の手続で差し支えない。（VFMガイドライン）

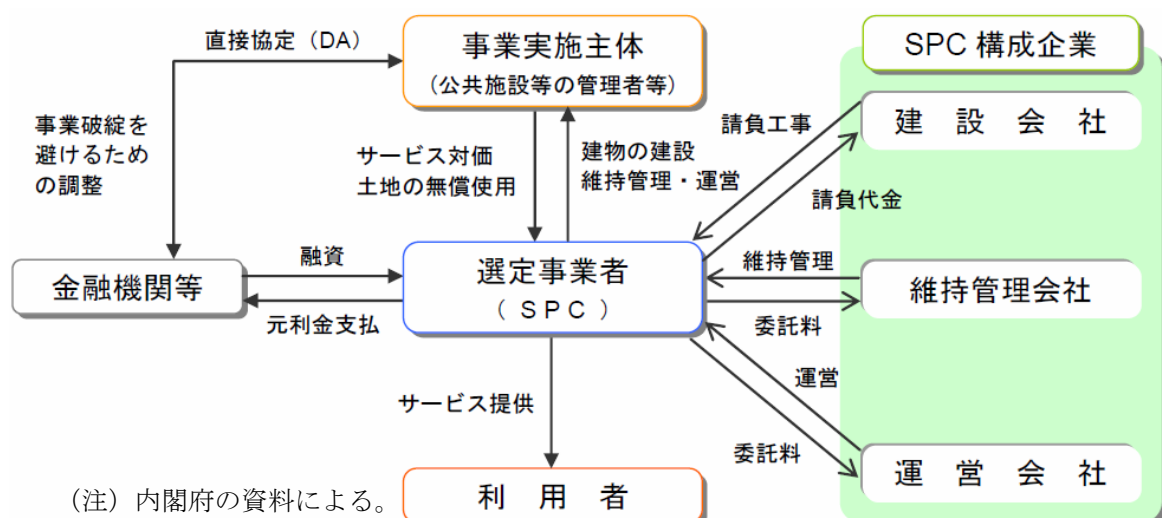
(3) 官民間での適切な責任及びリスクの分担

「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方

6 PFIの事業スキーム

(1) 事業スキーム

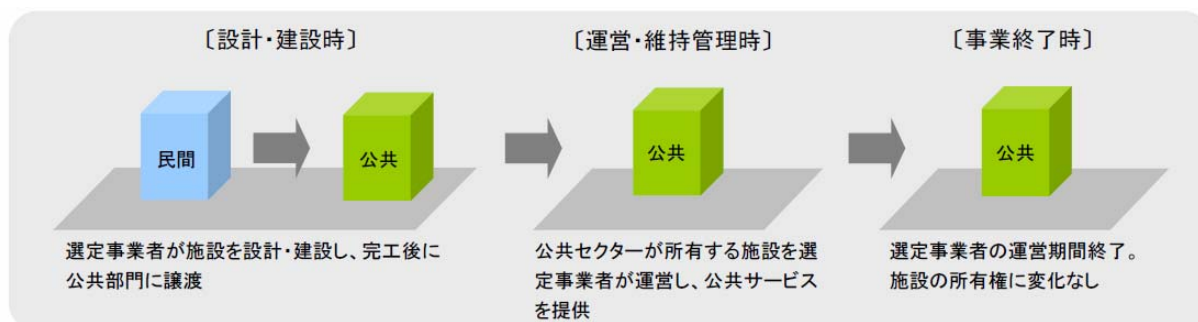
PFIの一般的な事業スキーム



※ 「独立主義」により、SPC (Special Purpose Company: 特別目的会社) が設立され契約の相手方となるのが一般的

(2) 所有形態別の類型

B T O (Build—Transfer—Operate) 方式



(注) 内閣府の資料による。

B O T (Build—Operate—Transfer) 方式



(注) 内閣府の資料による。

R O (Rehabilitate—Operate) 方式

選定事業者が対象施設を改修した後、当該施設の維持管理及び運営を行う方式

O (Operate) 方式

選定事業者は、施設的设计・建設や保有は行わず、施設の維持管理及び運営のみを行う方式

(3) 事業類型

サービス購入型



(注) 内閣府の資料による。

独立採算型



(注) 内閣府の資料による。

混合型



(注) 内閣府の資料による。

7 P F I 法 の 概 要

目的（第1条）

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与

対象施設【公共施設等】（第2条）

- ◇道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設
- ◇庁舎、宿舎等の公用施設
- ◇公営住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更正保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設
- ◇情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設、観光施設、研究施設等

公共施設等の管理者等（第2条）

- ◇公共施設等の管理者である各省各庁の長
- ◇特定事業を所管する大臣
- ◇公共施設等の管理者である地方公共団体の長
- ◇特定事業を実施しようとする地方公共団体の長
- ◇公共施設等の整備等を行う独立行政法人、特殊法人その他の公共法人

基本方針（第4条）

内閣総理大臣策定、各省各庁の長に協議、PFI推進委員会の議

- ◇民間事業者の発案による特定事業の選定その他特定事業の選定に関する基本的な事項
- ◇民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項
- ◇事業の適正かつ確実な実施の確保に関する基本的な事項
- ◇法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する基本的な事項

実施方針の策定・公表（第5条）

公共施設等の管理者等が策定・公表

- ◇特定事業の選定に関する事項
- ◇民間事業者の募集及び選定に関する事項
- ◇民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項
- ◇公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項
- ◇事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項等

PFI推進委員会（第21条）

内閣府に設置
学識経験者から総理が任命

- ◇基本方針の審議
- ◇実施方針の策定状況、特定事業の選定状況等の調査審議
- ◇民間事業者等の意見聴取
- ◇内閣総理大臣、関係行政機関の長に対する意見等

特定事業の選定（第6条）

上記方針に基づき公共施設等の管理者等が選定

- ◇基本方針及び実施方針に基づき、実施することが適切であると認める特定事業を選定
- ◇客観的評価とその結果の公表（第8条）

民間事業の選定（第7条）

公共施設等の管理者等が事業者を選定

- ◇特定事業を実施する民間事業者等を公募等の方法により選定
- ◇客観的評価とその結果の公表（第8条）等

選定事業の選定（第10条）

選定事業者は以下のいずれかに従って事業を実施

- ◇事業計画若しくは協定
- ◇選定事業者が策定した事業計画

支 援 措 置 等

- ◇国の債務負担<30年>（第11条）
- ◇行政財産の貸付け（第11条の2）
- ◇公共施設と民間施設との合築建物（第11条の2）
民間施設部分を譲渡された第三者にも貸付可能
- ◇民間施設の併設（合築以外）（第11条の3）
特定施設等の設置事業でPFI事業に資するものは、PFI事業者及び当該施設譲渡を受けた第三者に貸付可能
- ◇国有財産の無償・廉価使用（第12条）
- ◇無利子貸付（第13条）
- ◇土地の取得等への配慮（第15条）
- ◇規制緩和の促進（第17条）
- ◇担保不動産の活用（第20条）等

8 事業者選定方式

- 公共施設等の管理者等は、民間事業者の選定を行うに当たっては、民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されるよう、原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うものとする。(PFI法第8条第2項)

(1) 総合評価一般競争入札方式

- ・ 予定価格の範囲内で入札を行った者のうち、価格だけでなくその他の条件（維持管理・運営のサービス水準、技術力等）を総合的に勘案し、落札者を決定する方式
- ・ 落札者を決定するための評価値として、「加算方式」（価格以外の要素による得点と価格要素による得点を加算。各省各庁の長は、個別案件ごとに財務大臣との協議が必要）と、「除算方式」（価格以外の要素による得点を価格で除算。各省各庁の長と財務大臣との個別協議は不要）あり

(2) 公募型プロポーザル方式（随意契約）

- ・ 公募により提案（プロポーザル）を得て優先交渉権利者を選定し、当該者と随意契約により契約を締結する方式。会計法令、地方自治法に規定する随意契約方式によることができる要件を充足する場合に可能

9 支援措置

(1) 税制

- ・ BOT方式のPFI事業について、固定資産税、不動産取得税、都市計画税の課税標準を2分の1とする特例措置

例：港湾公共荷さばき施設等（コンテナ荷さばき施設）、一般廃棄物処理施設、国立大学法人の校舎、公立学校（小・中学校）、高等学校（都道府県立）、給食センター、公民館、上水道施設、卸売市場、漁港施設、地方競馬場、都市公園、自然公園、下水道施設、下水道汚泥広域処理施設、警察施設、消防施設、行刑施設、国の機関の事務庁舎 等

(2) 補助制度

- ・ 通常の公共事業として実施した場合と同じく、PFI事業として行う場合においても補助対象とするよう、補助要綱等の改正を逐次推進

(3) その他の支援措置

- ・ 港湾特別会計による無利子融資、日本政策投資銀行を通じた低利子融資制度
※ NTT-C（民活型）及び民間都市開発推進機構による無利子融資制度は平成17年度限りで廃止

Ⅱ P F I 事業の実施状況

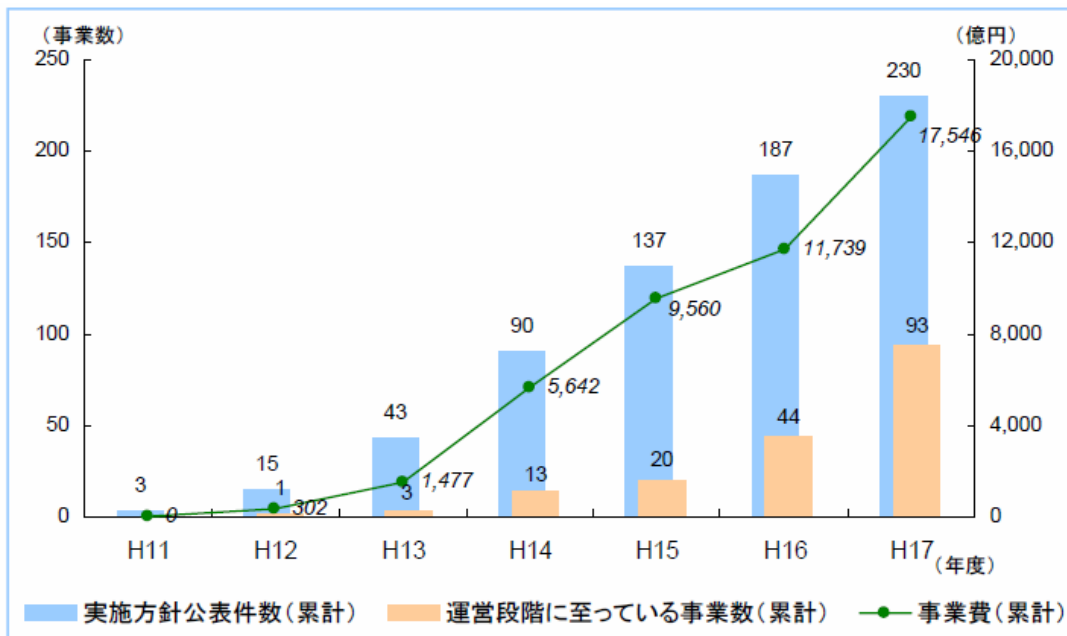
表 1 - 1 P F I 事業に関する実施方針の策定・公表件数の推移（全国 245 事業）

（単位：件）

年 度	件 数	内 訳			累 計
		国	地方公 共団体	独立行政法人、 国立大学法人	
平成 11 年度	3 【 3】	0	3 【 3】	0	3 【 3】
12 年度	12 【 8】	0	12 【 8】	0	15 【 11】
13 年度	28 【19】	0	27 【18】	1 【 1】	43 【 30】
14 年度	47 【41】	7 【7】	26 【20】	14 【14】	90 【 71】
15 年度	47 【32】	8 【7】	37 【23】	2 【 2】	137 【103】
16 年度	49 【33】	6 【6】	34 【18】	9 【 9】	186 【136】
17 年度	44 【27】	9 【9】	33 【16】	2 【 2】	230 【163】
18 年度	15 【 1】	1 【0】	14 【 1】	0	245 【164】

- （注） 1 内閣府の資料及び当省の調査結果に基づき作成した。
 2 平成 18 年度は、平成 18 年 8 月末日現在の数値である。
 3 実施方針とは P F I 事業を実施しようとするとき、その基本的な考え方や内容について明らかにしたもの。公共施設の管理者等は P F I 事業を行うにあたって実施方針を定めなくてはならない。
 4 【 】内（内数）は、当省の調査対象事業を示す。

図 1 - 1 P F I 事業に関する実施方針の策定公表件数及び事業費の推移（累計）



- （注） 1 内閣府の資料による。
 2 事業費については、事業実施主体（公共施設等の管理者等）から公表された落札金額、提案価格又は契約金額を計上したものであるため、一部で現在価値化されていない金額が含まれている場合がある。また、公的負担のない事業についての事業費は含まれていない。年度については契約年度ごとに分類している。

表 1 - 2 事業実施主体（公共施設等の管理者等）別事業数（平成 18 年 8 月末現在）

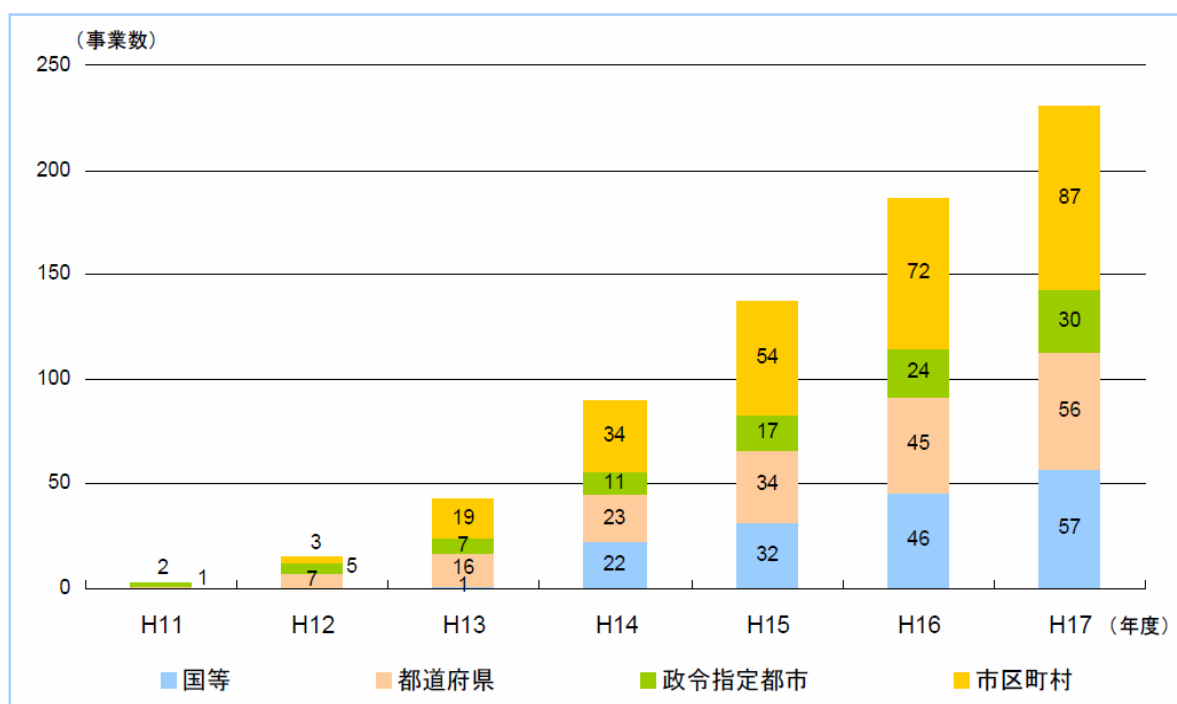
（単位：件、％）

区 分	事業数（構成比）	調査対象事業数
国	31（12.7）	29（17.7）
地方公共団体	186（75.9）	107（65.2）
都道府県	59（24.1）	43（26.2）
政令指定都市	31（12.7）	18（11.0）
市区町村（政令指定都市を除く。）	90（36.7）	41（25.0）
事務組合	6（2.4）	5（3.0）
公共法人（特殊法人、独立行政法人その他）	28（11.4）	28（17.1）
合 計	245（100.0）	164（100.0）

（注） 1 内閣府の資料及び当省の調査結果に基づき作成した。

2 （ ）は構成比（％）を示す。

図 1 - 2 事業実施主体（公共施設等の管理者等）別事業数の推移（累計）



（注） 1 内閣府の資料による。

2 「国等」とは、官公庁、独立行政法人、最高裁判所等を指す。

3 「九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎整備等事業」は、国と千代田区との共管事業であるが、本グラフ上の整理では、市区町村の区分に計上している。

表 1 - 3 地域別の P F I 事業実施方針の策定・公表件数（平成 18 年 8 月末現在）

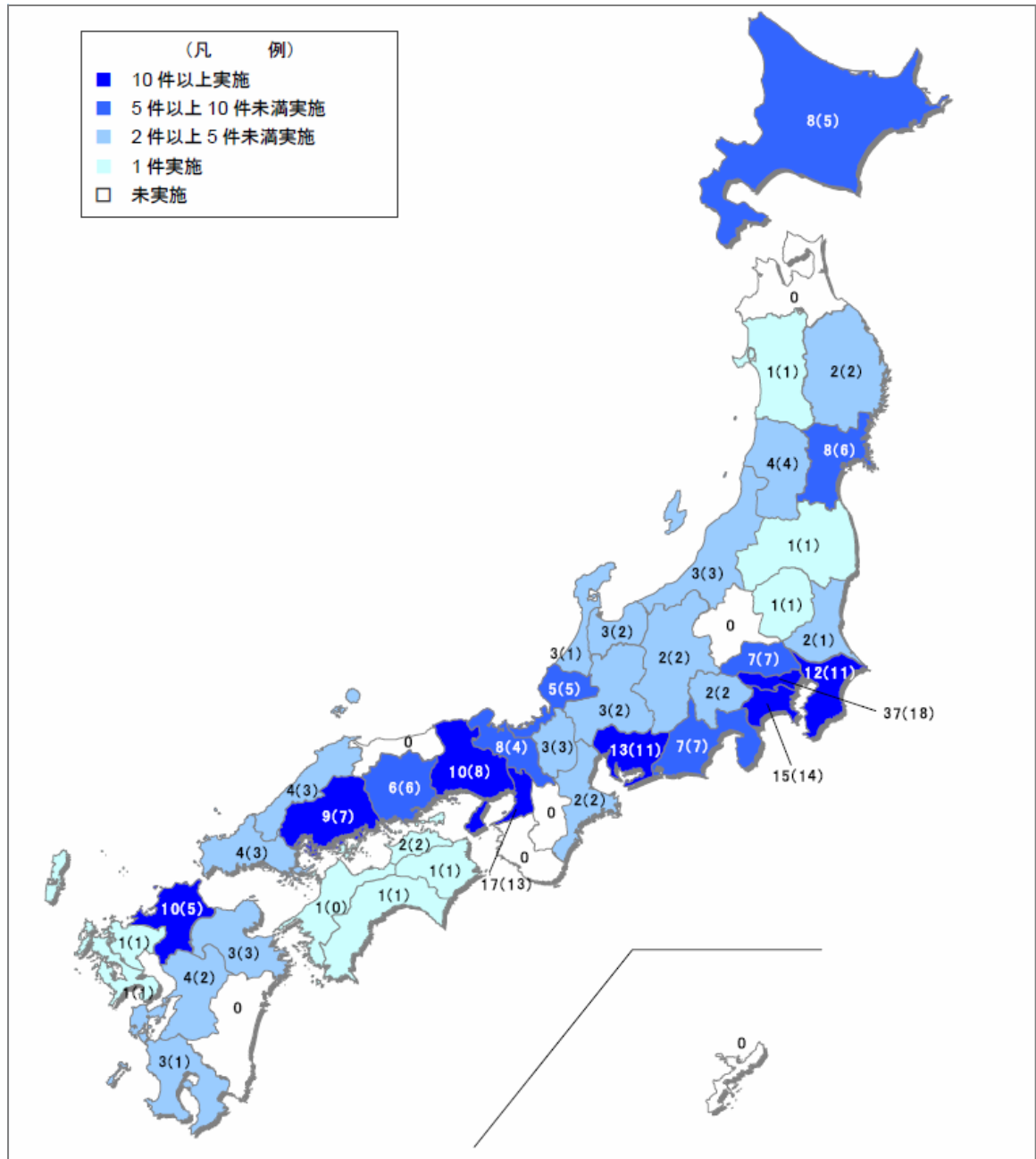
（単位：件、％）

区 分	事業数（構成比）	調査対象事業数（構成比）
北海道	9（3.7）	8（4.9）
青森県	0（0）	0（0）
岩手県	3（1.2）	0（0）
宮城県	8（3.3）	8（4.9）
秋田県	1（0.4）	0（0）
山形県	5（2.0）	4（2.4）
福島県	1（0.4）	0（0）
茨城県	2（0.8）	2（1.2）
栃木県	1（0.4）	0（0）
群馬県	0（0）	0（0）
埼玉県	9（3.7）	5（3.0）
千葉県	14（5.7）	12（7.3）
東京都	38（15.5）	28（17.1）
神奈川県	15（6.1）	1（0.6）
新潟県	4（1.6）	0（0）
富山県	3（1.2）	0（0）
石川県	3（1.2）	3（1.8）
福井県	5（2.0）	5（3.0）
山梨県	2（0.8）	0（0）
長野県	2（0.8）	0（0）
岐阜県	3（1.2）	3（1.8）
静岡県	7（2.9）	0（0）
愛知県	13（5.3）	9（5.5）
三重県	2（0.8）	2（1.2）
滋賀県	3（1.2）	0（0）
京都府	9（3.7）	8（4.9）
大阪府	17（6.9）	11（6.7）
兵庫県	11（4.5）	9（5.5）
奈良県	0（0）	0（0）
和歌山県	0（0）	0（0）
鳥取県	0（0）	0（0）
島根県	4（1.6）	4（2.4）
岡山県	6（2.4）	6（3.7）
広島県	10（4.1）	10（6.1）
山口県	4（1.6）	4（2.4）
徳島県	1（0.4）	0（0）
香川県	2（0.8）	2（1.2）
愛媛県	2（0.8）	1（0.6）
高知県	1（0.4）	1（0.6）
福岡県	10（4.1）	10（6.1）
佐賀県	1（0.4）	0（0）
長崎県	1（0.4）	0（0）
熊本県	4（1.6）	4（2.4）
大分県	3（1.2）	0（0）
宮崎県	0（0）	0（0）
鹿児島県	3（1.2）	3（1.8）
沖縄県	2（0.8）	0（0）
日本国外	1（0.4）	1（0.6）
合 計	245（100.0）	164（100.0）

（注） 1 内閣府の資料及び当省の調査結果に基づき作成した。

2 （ ）内は構成比（％）を示す。

図1-3 地域別PFI実施数（平成18年3月末現在）



- (注) 1 内閣府の資料による。
2 () 内は地方公共団体の実施数を示す。
3 事業地の所在する都道府県単位で集計している。
4 「在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業」について、エジプトにおける事業であるため、計上されていない。
5 「九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎整備等事業」については、国土交通省と千代田区との共管の事業であるが、本図上の整理では、国の事業として計上している。

表 1 - 4 ① 施設類型別 P F I 事業数 (平成 18 年 8 月末現在)

(単位: 件、%)

施設類型 \ 事項	P F I 事業数	施設の内訳
公共施設 (道路、鉄道、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等)	31 【4】 (12.7)	浄化槽(6)、 港湾施設(6)、 水道(5)、 公園(5)、 下水道(4)、 空港施設【4】、 かんがい用排水施設(1)
公用施設 (庁舎、宿舍等)	40 【40】 (16.3)	宿舍【17】、 庁舎【21】 (事務庁舎)【13】、 (消防施設)【4】、 (警察学校)【2】、 (運転免許センター)【1】、 (航空保安大学校)【1】、 行刑施設【2】
公益的施設 (公営住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等)	132 【130】 (53.9)	教育文化施設【59】 (大学)【24】、 (小学校)【7】、 (高校)【6】、 (小中学校)【4】、 (図書館)【2】、 (文化センター)【2】、 (中学校)【2】、 (高校、幼稚園)【1】、 (史料館)【1】、 (美術館)【1】、 (天文台)【1】、 (博物館)【1】、 (少年自然の家)【1】、 (小学校、幼稚園)【2】、 (生涯学習施設等)【1】、 (情報通信科学館)【1】、 (総合教育センター)【1】、 (生涯学習センター)【1】、 廃棄物処理施設【15】、 社会福祉施設【12】 (老人福祉施設)【9】、 (リハビリ施設)【1】、 (福祉センター)【1】、 (知的障害者福祉施設)【1】、 給食センター【9】、 病院【8】、 駐車場【6】、 斎場【5】、 公営住宅【5】、 社会体育施設 (プール)【3】、 (体育館)【2】、 駐輪場【2】、 産業労働センター【1】 文化交流施設【1】、 衛生試験場【1】 卸売市場【1】、 市街地再開発事業(1) 土地区画整理事業(1)
その他施設 (情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設(廃棄物処理施設を除く。)、観光施設及び研究施設)	42 【42】 (17.1)	複合施設【26】、 観光施設【5】、 余熱利用施設【6】、 研究施設【2】、 農業振興支援施設【1】 道の駅【1】、 リサイクル施設(有機質資源)【1】
合 計	245 【216】 (100.0)	

(注) 1 平成 18 年 8 月末日現在実施方針が策定・公表されている事業を示す。

2 「施設の内訳」欄は、当省の区分による。

3 【 】は、施設の建設に主眼を置いた施設(いわゆる「ハコモノ」)を示す。

表 1 - 4 ②

国が実施した施設類型別 P F I 事業数 (平成 18 年 8 月末現在)

(単位 : 件、%)

施設類型 \ 事項	P F I 事業数	施設の内訳
公共施設 (道路、鉄道、空港施設、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等)	4 (12.9)	浄化槽(0)、 水道(0)、 下水道(0)、 かんがい用排水施設(0) 港湾施設(0)、 公園(0)、 空港施設(4)、
公用施設 (庁舎、宿舍等)	25 (80.6)	宿舎(12)、 庁舎 (事務庁舎)(8)、 (警察学校)(2)、 (運転免許センター)(0)、 (航空保安大学校)(1)、 行刑施設(2) (消防施設)(0)、
公益的施設 (公営住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等)	2 (6.5)	教育文化施設 (大学)(0)、 (高校)(0)、 (図書館)(0)、 (中学校)(0)、 (史料館)(1)、 (天文台)(0)、 (少年自然の家)(0)、 (小学校、幼稚園)(0)、 (生涯学習施設等)(0)、 (情報通信科学館)(0)、 (総合教育センター)(0)、 (生涯学習センター)(0)、 (小学校)(0)、 (小中学校)(0)、 (文化センター)(0)、 (高校、幼稚園)(0)、 (美術館)(0)、 (博物館)(0)、 廃棄物処理施設(0)、 社会福祉施設 (老人福祉施設)(0)、 (リハビリ施設)(0)、 (福祉センター)(0)、 (知的障害者福祉施設)(0)、 給食センター(0)、 病院(0)、 駐車場(1)、 斎場(0)、 公営住宅(0)、 社会体育施設 (プール)(0)、 (体育館)(0)、 駐輪場(0)、 文化交流施設(0)、 産業労働センター(0) 卸売市場(0)、 衛生試験場(0) 市街地再開発事業(0) 土地区画整理事業(0)
その他施設 (情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設(廃棄物処理施設を除く。)、観光施設及び研究施設)	0 (0.0)	複合施設(0)、 余熱利用施設(0)、 農業振興支援施設(0)、 リサイクル施設(有機質資源)(0) 観光施設(0)、 研究施設(0)、 道の駅(0)、
合 計	31 (100.0)	

(注) 1 平成 18 年 8 月末日現在実施方針が策定・公表されている事業を示す。

2 「施設の内訳」欄は、当省の区分による。

表 1-5 プロセス別 P F I 事業数 (平成 18 年 8 月末現在)

(単位: 件、%)

区 分	事業数 (構成比)	調査対象事業数 (構成比)
実施方針の策定・公表	10 (4.1)	2 (1.2)
P F I 事業の選定	3 (1.2)	2 (1.2)
民間事業者を募集中	25 (10.2)	12 (7.3)
民間事業者の選定	8 (3.3)	4 (2.4)
公共施設等の管理者等と選定事業者との間の 協定等の締結・施設等の整備	75 (30.6)	50 (30.5)
公共サービスの提供	123 (50.2)	93 (56.7)
事業終了	1 (0.4)	1 (0.6)
合 計	245 (100.0)	164 (100.0)

(注) 1 内閣府の資料及び当省の調査結果に基づき作成した。

2 () 内は構成比 (%) を示す。

表 1 - 6 施設類型・所有形態別 P F I 事業数 (平成 18 年 8 月末現在)

(単位：件、%)

区 分	総事業数 (構成比)	所有形態別件数				
		B T O	B O T	B O O	R O 等	計
公共施設【道路、鉄道、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等】	30(12.2) 【17(10.4)】	21 【9】	8 【7】	4 【2】	1 【0】	34 【18】
公用施設【庁舎、宿舍等】	40(16.3) 【35(21.3)】	37 【32】	3 【3】	0 【0】	0 【0】	40 【35】
公益的施設【公営住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等】	132(53.9) 【83(50.6)】	91 【56】	28 【21】	11 【6】	14 【10】	144 【93】
その他施設【情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く。）、観光施設及び研究施設】	43(17.6) 【29(17.7)】	29 【18】	13 【10】	1 【1】	5 【5】	48 【34】
合 計	245(100.0)	178 (66.9)	52 (19.5)	16 (6.0)	20 (7.5)	266 (100.0)

- (注) 1 内閣府の資料及び当省の調査結果に基づき作成した。
 2 一事業で複数の事業方式を採用している事業があるため、事業の総件数と事業方式別件数は一致しない。
 3 【 】内は、当省の調査対象事業数を示す。
 4 主な所有形態とその説明は下表のとおりである。

所有形態	説 明
B T O	民間事業者が施設等を建設し、施設等完成直後に管理者等に所有権を移転し、民間事業者が維持管理及び運営を行う事業方式 (Build-Transfer-Operate)
B O T	民間事業者が施設等を建設し、維持・管理及び運営をし、事業終了後に管理者等に施設所有権を移転する事業方式 (Build-Operate-Transfer)
B O O	民間事業者が施設等を建設し、維持・管理及び運営し、事業終了時点で民間事業者が施設を解体・撤去する事業方式 (Build-Own-Operate)
R O	民間事業者が施設を改修した後、維持管理・運営を事業終了時まで行う方式 (Rehabilitate-Operate)

表 1-7 事業期間別 P F I 事業（平成 18 年 8 月末現在）

（単位：件、％）

区 分	事業数	調査対象事業数 （構成比）
事業期間が 10 年未満	20 (8.2)	15 (9.1)
〃 10 年以上 20 年未満	118 (48.2)	86 (52.4)
〃 20 年以上 30 年未満	85 (34.7)	53 (32.3)
〃 30 年以上	22 (8.9)	10 (6.1)
合 計	245 (100)	164 (100)

（注） 1 内閣府の資料及び当省の調査結果に基づき作成した。

2 事業期間は契約が締結されてから事業終了までの期間を表す。

表 1-8-① 国の公共事業費に占める P F I 事業費の割合（フロー）

（単位：億円、％）

	平成 11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
公共投資関係費	146,826	135,287	121,568	102,705	105,038	91,308	92,212
P F I 事業費	0	0	0	15	79	92	142
割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.01%	0.08%	0.10%	0.15%

（注） 1 公共投資関係費は、財務省の資料を基に作成した。金額は一般会計の各年度における支出済歳出額であり、特別会計は含まない。

2 P F I 事業費は、事業期間全体を通じた公的財政負担の額（契約金額、落札金額等）を事業期間で除した額を民間事業者を選定した年度に計上している。

（参考）

表 1-8-② 国の公共事業費に占める P F I 事業費の割合（キャッシュ）

（単位：億円、％）

	平成 11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
公共投資関係費	146,826	135,287	121,568	102,705	105,038	91,308	92,212
P F I 事業費	0	0	0	137	977	156	1,002
割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.13%	0.93%	0.17%	1.09%

（注） 1 公共投資関係費は、財務省の資料を基に作成した。金額は一般会計の各年度における支出済歳出額であり、特別会計は含まない。

2 P F I 事業費は、事業期間全体を通じた公的財政負担の額（契約金額、落札金額等）民間事業者を選定した年度に計上している。

表 1-9-① 地方公共団体の公共事業費に占める P F I 事業費の割合（フロー）

（単位：億円、％）

	平成 11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
投資的経費	268,148	244,335	229,728	211,880	185,708	168,485	158,289
P F I 事業費	0	3	44	95	165	224	399
割合	0.0%	0.001%	0.02%	0.04%	0.09%	0.13%	0.25%

（注） 1 投資的経費は、総務省の資料を基に作成した。金額は各年度における決算額である。

2 P F I 事業費は、都道府県・市町村の事業期間全体を通じた公的財政負担の額（契約金額、落札金額等）を事業期間で除した額を民間事業者を選定した年度に計上している。

（参考）

表 1-9-② 地方公共団体の公共事業費に占める P F I 事業費の割合（キャッシュ）

（単位：億円、％）

	平成 11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
投資的経費	268,148	244,335	229,728	211,880	185,708	168,485	158,289
P F I 事業費	0	71	908	1,052	1,196	1,369	3,083
割合	0.0%	0.03%	0.40%	0.50%	0.64%	0.83%	1.95%

（注） 1 投資的経費は、総務省の資料を基に作成した。金額は各年度における決算額である。

2 P F I 事業費は、都道府県・市町村の事業期間全体を通じた公的財政負担の額（契約金額、落札金額等）を民間事業者を選定した年度に計上している。